

第5章 課税標準の特例対象施設一覧表

1. 根拠法令の欄の「法」とは地方税法の略であり、条文は算用数字で示し、項は数字を○で囲み、号は（ ）でくくっています。
 (例) 地方税法第701条の41第1項第1号…法701の41①(1)
2. 控除割合の欄の「資」とは資産割、「従」とは従業者割のことを示し、各々×は適用がないことを表します。
3. 「資」と「従」の各々の欄の数字は控除割合を示しています。

| 番号 | 課税標準の特例対象施設等 | 控除割合 | | 根拠法令 |
|----|--|---------------|---------------|-------------|
| | | 資 | 従 | |
| 1 | 協同組合等（法人税法第2条第7号）がその本来の事業の用に供する施設 | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(1) |
| 2 | 専修学校又は各種学校（学校法人又は私立学校法に規定する法人が設置するものを除きます）において直接教育の用に供する施設 | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(2) |
| 3 | 事業活動に伴って生じるばい煙・汚水・廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設 （番号4に該当するものを除く） | $\frac{3}{4}$ | × | 法701の41①(3) |
| 4 | 産業廃棄物の収集・運搬・処分の事業、浄化槽の清掃の事業、廃油処理事業の用に供する施設（事務所を除く） | $\frac{3}{4}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(4) |
| 5 | 家畜取引法に規定する家畜市場 | $\frac{3}{4}$ | × | 法701の41①(5) |
| 6 | 国の補助等を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設 | $\frac{3}{4}$ | × | 法701の41①(6) |
| 7 | みそ・しょう油・食用酢・酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設のうち包装・びん詰・たる詰等の作業のための施設以外のもの | $\frac{3}{4}$ | × | 法701の41①(7) |

特例対象施設一覧表

| 番 号 | 課 税 標 準 の 特 例 対 象 施 設 等 | 控除割合 | | 根拠法令 |
|--------|--|---------------|---------------|--------------|
| | | 資 | 従 | |
| 8 | 木材取引の開設市場で売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、せり売・入札の売買の方法により行われるもの及び木材の加工・販売を業とする者がその事業の用に供する木材保管施設 | $\frac{3}{4}$ | × | 法701の41①(8) |
| 9 | 旅館業法に基づくホテル・旅館営業の用に供する施設のうち、客室・食堂・広間・ロビー・浴室・厨房・機械室等の施設 〔風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に該当し、届出を行っている施設は、特例の対象から除かれます。〕 | $\frac{1}{2}$ | × | 法701の41①(9) |
| 10 | 港湾施設のうち港務通信施設・旅客乗降用固定施設・手荷物取扱所・待合所及び宿泊所・船舶役務用施設 | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(10) |
| 11 | 港湾施設のうち上屋及び営業倉庫（臨港地区内に所在するもの） | $\frac{3}{4}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(11) |
| 12 | 外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばき施設 （番号11に該当するものを除く） | $\frac{1}{2}$ | × | 法701の41①(12) |
| 13 | 港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋（臨港地区外に所在するもの） （番号11に該当するものを除く） | $\frac{1}{2}$ | × | 法701の41①(13) |
| 14 | 倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫 （番号11及び18に該当するものを除く） | $\frac{3}{4}$ | × | 法701の41①(14) |
| 15 | タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(15) |

| 番号 | 課税標準の特例対象施設等 | 控除割合 | | 根拠法令 |
|----|--|---------------|---------------|--------------|
| | | 資 | 従 | |
| 16 | 公共の飛行場に設置される施設のうち格納庫・運航管理施設・航空機の整備施設等 ※仙台市では該当なし | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(16) |
| 17 | 流通業務地区内に設置される貨物積卸施設・倉庫・上屋・卸売業等の用に供する店舗等 (番号18に該当するものを除く) (P.59の(注1)を参照してください。)※仙台市では該当なし | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(17) |
| 18 | 流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの (P.59の(注1)を参照してください。)※仙台市では該当なし | $\frac{3}{4}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(18) |
| 19 | 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設 | $\frac{1}{2}$ | $\frac{1}{2}$ | 法701の41①(19) |
| 20 | 下記の①、②をいずれも満たす、心身障害者を多数雇用する事業所等 ① 10人以上の障害者（重度以外の短時間労働の障害者は1人を0.5人として計算）を雇用しており、かつ障害者雇用割合が50%以上（短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の短時間労働の障害者は1人を0.5人として計算） ② 「重度障害者多数雇用事業所施設設置助成金」又は「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」の支給に係る事業用施設 | $\frac{1}{2}$ | × | 法701の41② |
| 21 | 沖縄振興特別措置法に規定する特定民間観光関連施設 (適用期限あり) | $\frac{1}{2}$ | × | 法附則33① |
| 22 | 沖縄振興特別措置法に規定する情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設 (適用期限あり) | $\frac{1}{2}$ | × | 法附則33② |
| 23 | 沖縄振興特別措置法に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設 (適用期限あり) | $\frac{1}{2}$ | × | 法附則33③ |

| 番号 | 課税標準の特例対象施設等 | 控除割合 | | 根拠法令 |
|----|---|---------------|---------------|--------|
| | | 資 | 従 | |
| 24 | 沖縄振興特別措置法に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設 (適用期限あり) | $\frac{1}{2}$ | × | 法附則33④ |
| 25 | 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設 (適用期限あり) | $\frac{1}{4}$ | × | 法附則33⑤ |
| 26 | 子ども・子育て支援法に基づく国の補助を受けた事業主等が行う、企業主導型保育事業の用に供する施設 (適用期限あり) | $\frac{3}{4}$ | $\frac{3}{4}$ | 法附則33⑥ |

(注1) 番号17・18 流通業務地区とは

流通業務市街地の整備に関する法律第4条第1項に規定する流通業務地区を指しています。仙台市が指定する流通業務地区とは異なるものです。